

# ガラパゴスにおける社会紛争 海洋資源管理問題を中心に

新木秀和

## はじめに 問題の所在

ガラパゴス諸島の人間社会における1990年代以降の社会紛争、とりわけ海洋資源<sup>1)</sup>の保護管理問題に焦点をあてて背景と要因を探り、利益調整のメカニズムがいかに形成されどのような問題があるかを論じることが、本稿の目的である。

生物の楽園としてイメージ化されがちなガラパゴス諸島（エクアドル領の島嶼部）だが、実際には19世紀以来の資源開発や移住の歴史が堆積し、20世紀後半以降は生態系保護と観光開発の2つの動きがからまりながら人間生活の場という性格を強めてきた事実がある。そして、人間社会の形成と展開の延長で、環境保護や観光の側面と居住者の生活ニーズとが火花を散らし、ガラパゴス諸島が利害対立に起因する社会紛争の場となることがしばしば生じた。なかでも海洋資源の利用とその保護をめぐる問題は、1990年代以降を通じて漁民と環境保護派の間で最も激しい利害対立を生み出し、社会紛争の中心的課題となってきた。本稿では、海洋資源をめぐる社会問題に注目し、その問題がいかに対処されてきたかという点を、ガラパゴス人間社会をめぐる全体状況とのかかわりにおいて分析していく。

まず既存研究の状況をまとめたい。ガラパゴス諸島の人間社会に関する研究とくに入植や移住の歴史を扱うものは、本稿で取り上げる社会問題の

前史を描く。とりわけラトーレによる歴史研究<sup>(2)</sup>は有名だが、20世紀後半以降の状況はほとんど対象にしていない。他方、海洋資源をめぐる状況が大きな問題となったことから、1990年代以降の出版物においてこの問題がかなり取り上げられている。しかしガラパゴスの社会面を扱う人文社会科学の研究は、次にふれる関係機関の調査報告を除くと極端に数が減る傾向にある。その中で注目されるのはグレニエによる博士論文だが<sup>(3)</sup>、時期的に海洋資源問題が過熱する以前の1990年代前半に書かれ、この問題を直接扱っていない。またブロンの修士論文<sup>(4)</sup>は観光開発と生態系保全がテーマだが海洋資源への言及はほとんどない。近年ではオスピナの著作<sup>(5)</sup>のようにガラパゴス住民のアイデンティティを扱う研究が出ている一方で、本稿のテーマである海洋資源問題を主に取り上げる市販の研究書や概説書は、スペイン語による著作であっても数少ないのが実情である<sup>(6)</sup>。概して、人文社会科学的なアプローチが生物科学的研究に遅れていることは否めない。

もちろん前述したように、この問題を最も取り上げているのは、社会問題の渦中に位置ししばしば当事者ともなってきた2つの機関である。すなわち、一方は自然保護活動と生物研究をリードしてきたダーウィン研究所（国際NGO）であり、他方は国立公園の維持管理に尽力する国立公園管理事務所（エクアドル政府機関）である。両機関による研究活動報告においては次第に社会面への言及が増加してきた傾向があり、1990年代後半以降は海洋資源をめぐる諸問題（違法漁業、海洋保護区、ガラパゴス特別法による漁業規制など）に関する報告が数を増している。とりわけ、Fundación Natura（エクアドルの環境NGO）とWWF（世界野生生物基金）が中心になってスペイン語版と英語版で編集発行する『ガラパゴス・レポート』<sup>(7)</sup>には、ガラパゴスの人間社会や社会紛争の理解に資する分析や報告が散見される。それらの中には漁民や漁業の実態調査に基づく分析もあり、行論にとって有益な示唆を与えてくれる。

近年、日本でもガラパゴスを扱う概説書の中で人間社会の動態についてふれられるようになっている。ガラパゴス研究の第一人者である伊藤秀三は一連の著作 [ 伊藤1983、2002 ]<sup>⑧)</sup> の中で、諸島の変化にふれ人間社会の状況や社会紛争についても分析を加えている。ただ専門が生態学であり生物と生態系の分析が主目的であるため、人間社会の変化についてかなり記述しているものの、社会状況に関する分析は後景に退いている感がある。他方、エコツーリズム研究の一環としてガラパゴスを対象にする試みが（刊行ないし未刊行の報告書として）いくつかなされているが、ガラパゴス社会の取り上げ方は概して観光との関連に限定される傾向がある<sup>⑨)</sup>。その中で生態系管理に注目し地域住民の役割を視野に入れ、共生のあり方を模索する先駆的な調査研究も始めている<sup>⑩)</sup>。ただ、人文社会科学的見地からガラパゴスの人間社会を捉え、エクアドル大陸部との関連でガラパゴスをとらえようという傾向はまだ少ない。伊藤の研究と同様に、調査者たちはスペイン語文献をほとんど参照せず、地元住民とのスペイン語による直接対話で独自かつ長期の聞き取り調査を十分に行なっているわけではない。このように日本語によるガラパゴス関係の概説書や研究書は、主眼が珍しい動植物と生態系の紹介に置かれるか、エコツーリズムという外部との関係に比重を置いて人間社会を部分的に分析する傾向が強く、人間社会を動態的、総合的に分析しようとする研究は数が限られている。

他方、近年では海洋資源の利用と管理、そして紛争について日本国内でも共同研究や個別研究が増えつつあり<sup>⑪)</sup>、まだガラパゴスは視野に入っていないようだが、本論におけるガラパゴスの事例研究ではそれらの成果を参考し応用することができるであろう。

かかる状況をふまえ、筆者はガラパゴス諸島の歴史と現在をエクアドル大陸部（広くみればラテンアメリカ世界）との関係でとらえ、人間の活動と生活の諸相に視点をあて動態的に把握しようと試みてきた<sup>⑫)</sup>。社会紛争

というテーマを取り上げることで、外部世界に届くイメージと異なるガラパゴスの実態が浮き彫りになれば、地域研究の一つとして人間社会に注目する意義が見い出されるのではなかろうか。しかも、ガラパゴス諸島は太平洋に位置し、陸上部分だけでなくその海洋部分も重要な役割を果たしているにもかかわらず、海洋とその資源に関する言及も知識も大陸部のそれと比べて少ない。現地における本格的な生物研究も海洋資源の保護という作業も陸上部分に比べ遅れている。こうした傾向は、ガラパゴスから外部世界にとどくイメージという点から、自然科学や人文社会科学の研究に至るまで広く見られる傾向であり、概して「海」への注目が二次的にとどまってきたことは学問分野に広く共通する「陸地中心史觀」とも関わっている。

こうした問題意識と視点に立つ本稿では、従来十分に検討されることがなかった社会紛争を取り巻くダイナミズムの発生と展開に注目したい。まず第1節でガラパゴス人間社会の形成と展開の過程をたどりながら社会紛争が発生するまで前史を概観し、社会紛争が発生する背景と要因についてまとめる。第2節では1990年代に激化した社会紛争、とくに海洋資源をめぐる問題に焦点をあて、その具体像を分析する。第3節では1998年のガラパゴス特別法とそれによって制定された利益調整メカニズムを取り上げ、海洋資源の利用と保護管理の問題とのかかわりでガラパゴス人間社会における自律的かつ内在的な社会制度の萌芽について現状と課題を分析する。続いて第4節では、2003年から2004年にかけて表面化した社会紛争の諸相を取り上げる。そして最後に、本論のまとめとしてローカル、ナショナル、およびグローバルという重層的な関係性の中でガラパゴスの海洋資源問題をとらえ直し、結論的な整理を行いたい。

## 1. 人間社会の形成と展開 - 社会紛争の前史

### 1) 人間社会の形成と発展

まず、ガラパゴス諸島における人間社会の形成過程を概観することで、社会紛争の背景となる主要な要因を抽出したい。ガラパゴス諸島への移住は19世紀から始まり居住や入植、資源開発の試みがくり返されてきた<sup>(13)</sup>。移住が本格化するのは20世紀後半になってからである。その結果、現在までに4つの島（サンタクルス、サンクリストバル、イサベラ、およびフロレアナ）に人が居住し生活空間を拡大してきた。1960年代以降は、ダーウィン研究所とエクアドル国立公園管理事務所が生態系や自然保護活動の役割を主導している。しかし、1970年代以降における観光客の到来に伴い、ビジネス機会などを求めるガラパゴスへの移住者が増加し、移住者の急増は観光開発とも絡みながら急激な人口増加をもたらし、社会変容を加速する動因となった。2001年の人口センサスによれば、4島には合計で1万8640人の人が居住している。移住の加速化に与った要因はいくつもある。中でも最大の要因は観光業の隆盛でビジネス機会を求める人びとが「国内移住」によりガラパゴスに渡ったことである。実際、観光客数も1970年代後半から増加の一途をたどり、1996年以降は年間6万人を超える水準になっている<sup>(14)</sup>。とりわけ、サンタクルス島とサンクリストバル島における人口増加は著しく、観光客目当ての商業やサービス業に従事する人の数が多くなった。また、こうした人の流れからの転身を含め、漁業を目当てにガラパゴスに到来する「にわか漁民」もかなりの数にのぼった。それら「にわか漁民」はこれら2島や、とりわけイサベラ島に渡って沿岸の居住者を形成していくことになる。

同時に、ガラパゴスでは自然保護への取り組みが20世紀の後半から活発化し、世界で有数の自然保護制度が確立してきた。その概要をごく簡単に

まとめれば次のようになる。

1959年にガラパゴス諸島の島嶼部分が国立公園に指定され、人間の居住部分に対する保護ないし保全の対象とされたこと。そして国立公園を管理する国立公園管理事務所が自然保護活動を開始した<sup>(15)</sup>。

1961年にダーウィン研究所が設立され、生物研究と自然保護活動に乗り出したこと。現在まで、このダーウィン研究所が国立公園管理事務所と共に同步調をとりながら生態系の保護活動を推進してきている。

1970年代以降に観光業が隆盛すると、観光ガイドの養成や厳格な観光ルールの設定と履行などを含め、自然保護との調和がとれる形によるエコツアーの実現に向けて対策がとられてきた。

国立公園である陸上部分が1978年にユネスコから世界自然遺産に指定された。1998年になると特別法の規定で海洋部分が海洋保護区に指定され、2001年にはこの海洋保護区もまた世界自然遺産に登録された。

このように見てくれれば、自然保護への制度化が順調に進んできたかのような印象を受けるだろうが、しかし実際には、それぞれの制度化が合意を見るには紆余曲折があり、様々な利害の対立と調整が必要であった。しかも、1990年代末から現在にかけて制度化された海洋資源の保護については、社会紛争という形でたびたび表面化するように、利害対立やその政治化という現実が潜在化しており、この状況は2004年現在も変わっていないどころか、より複雑になっている。本論で述べていくように、ガラパゴスの人間社会をめぐる政治過程は地元住民や地元政治家、大陸部の中央政府、国際NGOなどが重層的に織り成す多面的な空間なのであり、零細漁民、観光業者、環境保護派など様々なアクターが交渉や紛争を含む相互作用を繰り返す動態的な過程である。次のように、社会紛争に注目するとこの事実はより鮮明になるであろう。

## 2) 社会問題の発生

ガラパゴス諸島の中で人間が居住する主要な4島においては、人間社会の形成といえる状況が生まれた。それにともない、居住や生活面での様々な問題が生まれた。漁業問題の発生状況を交え簡単にふれておく。

ガラパゴスにおける人間社会は外部世界との関連で形成され、動態的な関係の中で動いている。居住する人間たちは、19世紀以降、とくに20世紀になってやってきた移住者かその子孫であり、人間の移住で形成された社会がガラパゴスの人間社会である。個人ないし集団移住の歴史を受けて欧米諸国（ドイツ、ノルウェー、米国など）の出身者が一定程度居住しているが（ほとんどはエクアドル国籍を所得している）大多数の居住者はエクアドルの大陸部から「国内移住」により移り住んだエクアドル人である。こうした居住者に加え、生物研究を目的でダーウィン研究所に滞在する研究者や観光などに従事する一時的滞在者が社会の構成員となっており、さらには観光客のように「通り過ぎる人びと」が加わって、人間社会とその周縁が成立している。航空機による大陸部との交通が可能となった1970年代以降は、居住者といつても島と大陸部の両方に成员が暮らす家族が多く、その人的ネットワークを介してガラパゴスの人間社会は大陸部とつながっている。

また物資や情報の面でガラパゴスの人間社会は大陸部への依存度が極めて高い。人口増につれて生活物資が島内、諸島内では不足し、1000キロ離れた大陸部から定期船や航空便で取り寄せる割合が大きくなってきた。食品はもとより生活に必要な多様な品々や原材料が海を越えてやってきており、その分だけ島々の店頭価格は高くなっている。新聞等も大陸部のものが午後の航空便で到着するなど、情報面でも大陸や外部世界への依存傾向が顕著である<sup>(16)</sup>。

このようなガラパゴスの人間社会が、人口や生活ニーズの急増という事

態を背景に、様々な矛盾や問題を内包してきたことも事実である。ガラパゴスという環境のなかでそうした社会問題は、自然環境との関係や、自然保護の動きとの関係などに対処する形で、独特的の発現形態をとってきた。

## 2 . 1990年代以降の社会紛争

### 1 ) 社会紛争の激化

1990年代においてガラパゴスの人間社会は様々な変化を経験し、環境保護や観光と生活ニーズの調整（移住の制限、島民の生業（とくに漁業）の規制を含む）が模索されてきた。争点となったのは、移住者増加による人口増や就業機会の圧迫、生活ニーズの増大、漁業や観光／自然保護をめぐる地元利害と外部（大陸部など）の関与のバランス、などの諸点であった。ここでは自然保護および観光という主に外部からの働きかけで醸成してきた動きを、ガラパゴスに居住する生活者や地元利害の関係者の視点からとらえ、社会紛争が生まれていく背景と過程、そして具体的な展開状況について考察を加える。

社会問題が特異な形で表面化することにはガラパゴスをめぐる特有の状況があると考えられる。すなわち、ガラパゴスをめぐっては「視線の交錯」という現実がある。外部からの視線は貴重な生態系や動植物の保護を優先し、それとの調和を維持する限りにおいて生態観光（エコツアー／エコツーリズム）が実施されるべきだとした合意が見られる<sup>(17)</sup>。もちろん実際には、観光資本などの商業利害が加わり、自然保護よりも資本主義的活動を優先しようとの圧力が常にかかっているが、それを緩和する形で生態系の維持メカニズムがかなりうまく機能してきたことも確かである。こうした状況にあって、外部からは往々にして看過されがちなことは、ガラパゴスは人間居住の島々だという事実であろう。もちろん、たった3%

の空間に集中するわけだが、同時に人間の活動がそれ以上の範囲と比重をもってガラパゴスの自然に関与してきたことは疑いない。

人間社会の形成が進み、人口が増え、社会活動が多様化かつ複雑化してくると、当然ながら人間の生活にからむ必要や要求が増大するのは避けられなくなる。世界の多くの入植地などで起こった事態がガラパゴスでも繰り返されることになる。規制をかけても、それへの反発が強くなると抑えきれない。すでに住み着いている島民が生活権を主張すれば、それに配慮せざるをえない面もある。もちろん、「にわか漁民」のような存在となると対応は一律にはできない。自然保護のメカニズムがすでに成立している1970年代以降に到来した零細漁民たちには、既存の制度を遵守するよう要求できるが、しかし多くの零細漁民は生活手段にも事欠いてガラパゴスにやって来た困窮者たちであり、彼らが生存維持 (subsistencia) のために漁業に従事している現状では、その生活権をも尊重せざるをえなくなる。このように住民の生活ニーズと環境保護などの兼ね合いを図るのは、現実には容易ではない。相互の共存に向けた妥協が不可欠になるが、それが難しく、かえってしばしば対立や紛争の火種となってしまうことも疑いえない現実である。

## 2 ) 海洋資源をめぐる問題

陸上部分の生態系や生物、資源の保護管理にくらべると、海洋資源への取り組みはかなり遅れてきた。1960年代から整備されてきた「国立公園」という制度」は島々の陸上部分を区画し、全体の97%を公園として保護管理する制度であった。ただその対象は海洋部分や海洋資源には向けられず、その結果、海洋関連の対策が着手されるには約30年の遅れが生じた。こうした背景のもと、様々な社会紛争のなかでもとりわけ、漁民たちと環境保護関係者の間では海洋資源（漁業面）の扱いをめぐる利害対立が表面化し、

激化し、收拾がつかないまま社会紛争へと発展していった。

前述したように、1990年代以降に激化した社会紛争の背景には、移民の増加や人間社会の生活という問題が確かにあったが、問題の発生がより急進的な形をとり、かつガラパゴスの外部からも注目された紛争は海洋資源をめぐる問題である。「保護される生態系」として世界的にも特異なガラパゴスが舞台となったがために、過剰かつ過熱された形で問題が表面化してきた。そして自然保護という観点からも対策の遅れが、海洋資源をめぐる問題を一層クローズアップさせ、より激しい形で利害の対立を生み出すことにつながった面が大きい。漁業関係における社会的な問題の発生は、1990年代以降のガラパゴスで最も重要なテーマの一つとなり、後述するように、やがてガラパゴス特別法の制定や海洋保護区の制定につながった。

### 3 ) 海洋資源をめぐる紛争

海洋資源をめぐる紛争のなかで、大きな争点となったのはフカヒレ、イセエビ、ナマコなどの海産物の漁業をめぐる不法漁業の問題であった。それぞれの產品をめぐる紛争の具体的な内容について簡単に見ながら、問題の本質を抽出したい。熱帯地域におけるナマコ、フカヒレなどの海洋資源は、漁民の地元では自己消費されず輸出目的、商業目的の商品として捕獲、加工、流通される。ナマコやフカヒレなど商品となる海産物を鶴見良行は「特殊海産物」と名づけている<sup>(18)</sup>。本論で扱うガラパゴスのフカヒレやナマコはその典型例である。採集が比較的容易であり、しかも高い商品価値をもつので、市場の需要が大きく価格が上昇する場合にはとくに、仲介者の手を経て地域経済圏の外へと流通し消費され、乱獲されて枯渇化してしまう可能性をねに抱えている。つまり、ガラパゴスの特殊海産物については、エクアドル大陸部の範囲を超えた外部世界に対して商品として流通する面が強く、紛争につながる内外のネットワークと相互作用が観察される<sup>(19)</sup>。

### a ) フカヒレ

フカヒレの漁獲と販売はサメの乱獲と虐殺をもたらし、国際的波紋を引き起こした。フカヒレは中華料理フカヒレスープの材料となり需要が生まれる。1990年代において問題となったのは、シュモクザメ等のサメ類に対する不法漁業である。ヒレを切り取られたサメの死体が島々の浜辺に放置されるという状況がマスコミを通じて報道され、スキャンダルとして世界中に伝わり行為の残忍さが強調された。とりわけ、日本漁船の関与が国際問題になった時期もあった。アジア漁船によるフカヒレ密猟とそれに伴うサメの乱獲の問題ということである。イセエビやナマコの問題に隠れるように近年ではさほど表面化することがなくなったが、フカヒレをめぐる問題は実際には継続しており、生物虐待の残忍さが強調される際にはしばしば言及されるテーマであることに変わりはない<sup>(20)</sup>。

### b ) イセエビ（ロブスター）

フカヒレ問題に続き、表面化してきた漁業問題はイセエビとナマコをめぐる問題である。これらは地元の零細漁民が実際に捕獲し生活の糧をかせぐ手段でもあり、フカヒレとは位置づけが異なる。問題は資源保護の観点から、イセエビ漁やナマコ漁をどのように規制するかというバランスの付け方であり、漁業方法や販売ルートにからむ違法性をいかに防ぐかであった。イセエビをめぐる漁業問題もまた漁業のあり方をめぐって大きな争点になってきた。このイセエビや、次に述べるナマコは、空気チューブを使った素潜りと手づかみの方法で零細漁民によって捕獲される。後述するように、1998年の特別法以降これらの漁獲規制が、禁漁期と漁期の設定という形で行われるようになる点は共通している。

### c ) ナマコ

エクアドルのナマコ輸出は世界全体に占める比重はわずかだが、その漁業はナマコ自体だけでなくガラパゴスの生態系への打撃という点でも注目

を集めることになった。環境関連の英語雑誌には「ナマコ戦争<sup>(21)</sup>」というタイトルの記事も掲載されたほどだが、問題の激化を受けてナマコの漁と交易に関する調査研究も行われるようになった。エクアドルにおける商業的なナマコ漁は1988年に始まり、1991年には大陸海岸部のナマコが枯渇したのでガラパゴスで漁が開始された。1992年には大統領令で漁獲が禁止されるなど、ナマコの捕獲や加工には規制が加えられた。1990年代においてナマコ漁が解禁されたのは1994年の10月から12月までの期間と1999年の4月から5月までの期間の2回であったが、規制にかかわらず禁漁期間でも不法な形で漁が続けられた。ガラパゴス産ナマコは空路か航路で大陸部に送られ、そこから国外に輸出される。その主要輸出先は香港、シンガポール、台湾などの東アジアおよび東南アジア諸国・地域であり、大部分は干しナマコの形で輸出されている。場合によってはマイアミやニューヨーク（あるいはペリーのカヤオ）を経由することもある。ナマコ漁は零細漁民にとっても地元の商人や輸送会社によっても利益の上がる活動となっており、そこに不法漁業が行われる理由がある<sup>(22)</sup>。

ナマコ漁の抑制と管理には3つの組織が関わっている。ガラパゴス保護区域局が漁業許可書の発行、漁業区域のパトロール、および運搬許可書の発行を担う。漁業総局下の国家漁業研究所が港での監視を行い、またダーウィン研究所が漁業のモニターや実態調査を実施する。これらのうち、監視やモニター、実態調査は、1998年の特別法で設けられる官民参加管理委員会（後述）の場にデータや提言を提出する基礎的な業務となっている。

これら3つの代表的產品をめぐる漁業の形態と影響をみると、ガラパゴスの零細漁業がおかれた問題が浮かんでくる。零細漁民側にすれば生業を通じた生活権の問題となるが、自然保護派側からすれば漁民は20世紀後半が近年にやってきた外来者であって、貴重な生態系を尊重すべきだとなる。したがって、合意に至る道は漁を制限するメカニズムをいかに形成し、そ

れをいかに遵守するかという点になる。ただ、こうした交渉を難しくするのは、ガラパゴスの地元政治家やその他が関与することもあって、問題の一層の「政治化」が生まれ、それが「社会紛争」として激化してしまう過程にある。この点は後述したい。

海洋生物の生物多様性に配慮した生態系の保全を進めつつ、海洋資源をどのように持続可能な利用に供することができるのか、この点が問われている。それはまさに海洋資源をめぐる資源管理 (resource management) の問題である<sup>(23)</sup>。そして、生態学だけでなく社会的・文化的・政治的な次元の問題として資源管理を扱わねばならない。すなわち、社会科学的な側面から資源管理を考えることは、国際的なルール、地元の地域社会における合意、密漁や乱獲を防止するための相互監視と罰則の制度化など、人間社会に帰着する制度や敢行の問題となる。地域住民による下からの共同体基盤 (community-based) の管理だけでは不十分であり、国家などによる上からの調整や指導とそれを組み合わせた共同管理 (co-management) が注目されてきた所以である<sup>(24)</sup>。その際に頻繁に持ち出される「生物多様性」「先住民性」「文化の持続性」などの言説も検討に値する<sup>(25)</sup>。

こうした点を踏まえ、ガラパゴスの海洋資源管理の問題に接近してみると、何が言えるだろうか。ガラパゴスにおける国立公園という制度の確立が、前述の共同管理への基盤となったが、なかでも海洋資源の管理に関しては、共同体の合意と参加という点でより踏み込んだ形の共同管理のあり方が問われることになる。そして「生物多様性」だが、これはガラパゴスに関して最も頻繁に持ち出される言説であり、国立公園化に始まる一連の管理政策にその考えが反映してきたのは明らかである。ただガラパゴスには「先住民性」という観点は言葉通りには当てはまらない。端的に言えば、ガラパゴスには先住民族 (=人間) はもともと居住しておらず、すべての居住者は外来者である。あえて言えば、科学的に重視される固有の動植物

にこそ「先住性」が付与されると見なすべきだろう。さらに言えば、外来者たる人間にもいくつかのカテゴリーが生み出され（後述のように法規でも規定される）来島の時期と居住期間に応じ島民、長期滞在者、旅行者のような区分が実施されており、また島民の中にも居住が長い家族や一世が新参者に対して「先住性」的な主張を行うことがある。漁民の場合は事情が込み入っており、先住性が「生活権」に変換して彼ら自身に理解され、自己の「零細性」を踏まえた生活の論理が全面に出される傾向が生まれてきた。とはいっても実際は、ガラパゴスの零細漁業を「伝統」とか「文化的持続性」という言説で捉えることは難しく、この点は漁民自身にも認識されているようだ。

これらの諸点を考えるにはまず、漁業問題などの解決策として具体化してきた過程、つまりガラパゴス特別法の制定を含む一連の利害調整メカニズムの形成過程について検討する必要がある。というのも、上記3つのうちイセエビとナマコについては、現在まで漁は継続してきたが、禁漁と解禁の期間が定められ、解禁についても島々の一定の区域だけで漁を認めるとといった厳格な規制が適応されるようになっているからだ。しかしその過程には紆余曲折があり、漁民の利害と環境保護政策との間で折り合いをつける必要が表面化し、調整の末に、両者間で漁期や漁獲高などの合意をみて当局がモニターを行うという形に定着した。そこに至るには利害調整のメカニズムの成立をまたねばならなかった。

### 3 . ガラパゴス特別法と利益調整メカニズム

#### 1 ) ガラパゴス特別法の制定とその影響

1998年3月ガラパゴス特別法がエクアドル国会で承認された。正式名称は「ガラパゴス県の保護と持続的発展のための特別制度法」<sup>26)</sup>であり、移

住の制限、資源配分の調整なども含め、外的環境との調和を踏まえた地域社会の持続的な発展が希求されている。環境保全や、観光と住民参加の調和的発展を目指すということもできる。

ガラパゴス特別法（1998年）の内容は次のとおりである<sup>(27)</sup>。

まず、大陸部からの移住の制限と管理が大きな柱の一つとなっている。移住を管理する専管機関として従来からあったINGALA（ガラパゴス政庁）の役割の強化かつ明確化を定めている〔第5 - 10条〕。そして、ガラパゴスにおける人間の居住や滞在について、旧移民、新移民、滞在者という3つのカテゴリーを設け、「居住権」の取得には5年間の居住経験が条件づけられた〔第25 - 26条〕。

またガラパゴス国立公園への入場者が払う入園料を諸機関の間で配分する際の配分比率を確定したことも大きな意味をもっていた。その配分比率は、国立公園40%、地方自治体20%、県議会10%、INGALA10%、海洋保護区5%、INEFAN（国家遺産保全の機関）5%、検疫関係5%、および海軍5%となっている〔第18条〕。

特別法におけるもう一つの重要な柱は海洋にかかる規定である。特別法により、海洋保護区は従来の15海里から拡大し、40海里と定められた〔第12条〕。保護区内では、漁業組合に加盟した居住者による零細漁業（pesca artesanal）のみが操業を許され、漁業従事者に対する許可制が規定された〔第42 - 44条〕。それは、一定期間を除く禁漁が定められたことを意味する。ガラパゴス海洋保護区は約14万平方キロの広大な面積を占め、オーストラリアのグレートバリアリーフに次いで世界第二位の広大な海洋保護区である。

ガラパゴス特別法では人間社会に関する様々なルールが定められ、利害の異なるセクター間の利害を調整するメカニズムが定められたが、その対象が海洋や海洋資源にも適用された点が重要である。この点に関する特別

法の内容については、次項で検討したい。

## 2) 海洋資源をめぐる調整メカニズム

ガラパゴス特別法の施行以降の過程では、海洋資源の保護管理にかかるメカニズムが成立し実施されている。これは地元の利用者が保護区域における管理面での決定権とその責任を負うという制度である。地元参加型の管理制度の一つとなっている。

1999年以前にはガラパゴス海洋資源にかかる決定は、地元利用者が全く参画せず、エクアドル大陸部の政府関係省庁ないし部局によりなされていた。ガラパゴスの地元民たちは、下される決定や条例を外部から「押しつけられた」ものと見なす傾向があった<sup>(28)</sup>。こうしたなか、1997年6月には多部門（漁業、観光、ダーウィン研究所、国立公園事務所、水産部局）からなるグループが新しい管理体制の構想をつくり出した。それは、地元の諸部門が諮詢を受けるにとどまらず政策決定と合意の過程に参画するという、共同管理の体制であった。この案が次第に地元の合意を獲得し、国內的かつ国際的な支持も得ながら、1999年に新しい法制度の枠組となる。

特別法およびその実施細則の規定により、海洋資源の管理と行政をガラパゴス国立公園が担うことになっている。参加型管理制度は、公園区域内での管理行政の決定において地元利用者、エクアドル政府、および環境NGOの統合的な参加を定めており、次のような仕組みとなっている。つまり決定は、地元利用者の各部門による提案という形で「下から」なされ、それらの提案は6つの関係部門（零細漁業部門、ガラパゴスの観光会議所、同自然保護・科学教育部門、国立公園、ナチュラリストガイド、およびダーウィン研究所）の代表からなる官民参加管理委員会（Junta de Manejo Participativo、以下JMPと表記）で論議される〔特別法実施細則第46 - 48条〕。決定は全会一致が前提である。次の段階として、JMPでの合意事

項は、より上位に位置する合同管理機構（Autoridad Interinstitucional de Manejo、以下 AIM と表記）において多数決投票で決議される。これは環境省、国防省、通商漁業省、観光省、ガラパゴスの観光会議所、同零細漁業部門、および同自然保護・科学教育部門の各代表から構成される決定機関である〔特別法第13 - 14条〕。こうした制度は「地元の部門間」および「省庁間」という2段階にわたる組織的決定の制度であり、還元すれば、諸島内部および諸島と大陸部の間という重層的な関係調整の制度となっている。原則的にいえば、地元利用者が意志決定のすべての過程に代表権をもち、同時にその責任を負うことになっている点が注目される。

前述のように、ガラパゴス海域ではナマコやイセエビの零細漁業やフカヒレの略奪的な漁業が1990年代以降を通じて問題となってきたが、特別法で（人間活動の管理制限の一環として）海洋保護区が確定されるとともに、ナマコ漁とイセエビ漁には漁期が制限され、また同時にそれらを含む海洋資源（の利用）に関する研究も本格化した。2001年12月に陸域の国立公園に加え海洋保護区も世界自然遺産に登録されたことが追い風になったのは言うまでもない。そして国立公園管理事務所はダーウィン研究所と協力し、海洋保護区の管理や研究にかかわる種々の業務を進めてきた。

### 3) 利益調整メカニズムの行きづまり

これまで検討してきた諸部門間の利害調整メカニズムでは、漁業をめぐる利益調整と資源保全の両立が課題となってきた。1998年の特別法で設置された官民参加管理委員会を中心に、2002年頃までの数年間、試行錯誤を繰り返しつつも利害調整メカニズムは一定の成果を上げてきたと担当者は評していた。漁民と環境保護関係者と住民の間における利害の調整は容易でないが、管理された零細漁業および海洋資源の保護という点から、ナマコとイセエビの禁漁期や漁獲量の設定に関する合意が形成され履行されて

きたことは、その成果といった。そして毎月のように会議が継続されてきたが、しかし努力にもかかわらず、こうした利益調整メカニズムにも弱点が潜んでいた。

その問題点の一つは、国立公園、ナチュラリストガイド、およびダーウィン研究所といった環境保護推進勢力がJMPに参加できてもAIMのメンバーではないのに比べ、零細漁業部門の代表者がJMPとAIMの両方に出席し、決議権を有することである。しかもJMPの決定は全会一致が原則で、反対票があれば決議は成立しない。これらのことは、利益調整の過程においては環境保護の意見よりも漁民たちの利害が反映されやすいという状況につながった。つまり、利害調整メカニズムが利害対立を解消するとは限らず、むしろ合意の過程で様々な不満がくすぶり、それが紛争につながる事態が生まれてきたのである。実際、2003年から04年にかけて「漁民の反乱」が発生し、次に述べるように一層激しい内容で、新しい形をとることになる。

#### 4 . 国立公園をめぐる利害関係の「政治化」と社会紛争(2003年 2004年)

ガラパゴス人間社会における利益調整、とりわけ海洋資源の管理をめぐる問題は、特別法以降のメカニズム確立でうまく調整が図られる期待が高まっていた。しかし、2003年から2004年にかけて生起した状況により、大きな困難に直面してしまう。ここでは、その状況を概観することで、利益調整を取り巻く問題点をまとめたい。

##### 1 ) 漁民のストライキと国立公園の混乱(2003年 2004年)

2003年から04年にかけての時期はガラパゴスの社会紛争が新たな様相を

呈し始めた時期だと言えよう。前述した特別法や利益調整メカニズムにはころびが生まれ、それが「ガラパゴス問題の政治化」という状況と重なったからである。とくに注目されるのは、国立公園管理事務所の所長が1年半の期間に7名も交代し、国立公園の管理行政に大きな混乱が生じる事態となったことである。2003年1月にクルス所長が交代を余儀なくされて以来2004年1月にナウラ所長が就任するまでの1年間に度重なる所長職の交代があり、それに伴い国立公園内には人事や業務の問題が山積していった<sup>(29)</sup>。

そうした不安定な状況に拍車をかけたのは漁民との関係であった。前述したように、特別法後の過程で漁業をめぐる利益調整はナマコやイセエビをめぐる漁期や漁獲制限の設定という形に具体化し、それに至る会合が毎年のように繰り返されてきた。しかし、それは同時に漁民たちの間に不満を高め、それに付け込んだ政治勢力が環境保護派の規制への反対運動を画策し、その後、ストライキが発生するといった動きをも生み出してきた。

2004年に入ってからも国立公園を取り巻く情勢は不安定な状況が続いた。2月19日から29日まで漁民によるストライキが発生し、5月6日から9日までと27日から30日までの2度にわたり、漁民の動きを警戒する国立公園事務所が自主的にオフィスを閉鎖している。漁民によるストライキ未遂は他にもあり、それにとどまらず、6月3日から6日にかけては漁民が再度ストライキを行い、今度は国立公園管理事務所を占拠するという事態を招いた。こうしたストライキは国立公園内の問題と連動していた<sup>(30)</sup>。

## 2) 国立公園職員によるストライキと社会政治的混乱(2004年9月以降)

さらに混迷を深めたのは2004年9月以降の情勢である<sup>(31)</sup>。9月10日、バルディビエソ環境相によってナウラ所長が解任されファウスト・セペダ新所長が任命されたという通知が国立公園に届いたが、それは突然の解任劇

であり、「政治」が背後にあるとすぐに受けとめられた。セペダ氏はナマコ漁民のアドバイザーを務める人物であり、任命は政治利用に他ならないと見られたのである。そして、国立公園管理事務所の職員たち約300名がストライキを開始し、ガラパゴス内外に大きな驚きをもたらした。ストライキを行う職員側は、ナウラ氏の復職だけでなく、国立公園業務の安定化などの要求を掲げて、国立公園の施設に立てこもったが、23日には漁民などの支援者を従えたセペダ氏がストを破って施設内に入った。その過程で生じた対立で怪我人が出る事態を招いた。事件を受けて事態は動き、スト派は代表をキトに送って環境相との交渉に臨んだ結果、27日になってセペダ氏が所長職を離れ、ビクトル・カリオン氏を所長代理に立てることに合意し、一連の事態は17日ぶりにひとまず収拾されることになった<sup>(32)</sup>。

今回の紛争の背景として、「政治化」の問題があると指摘されている。従来から漁業関係者たちは国立公園による漁業規制を快く思っておらず、度々ストライキに訴えてきたが、そうした不満を政治的に利用して支持票の拡大を図ろうとする政治家が、ガラパゴスに登場していた<sup>(33)</sup>。今回の事件にはこれに加え、2004年10月に予定されるエクアドル全土の地方選挙が絡んでいた。与党と野党の政党間の駆け引きとしてグティエレス大統領が、環境相にとり都合のよい人物（セペダ氏）の新所長任命を承認したことが、「政治化」に直結したと見られている。ガラパゴスを政治に利用しようとしたエクアドル当局とくに大統領にその責任があるとして、エクアドル内外から批判が強まることは、ガラパゴスを取り巻く利害関係と視線の重層性を改めて浮き彫りにすることにつながった。

## おわりに

本稿ではガラパゴス人間社会の動態を考えるべく、1990年代以降の海洋

資源の保護管理をめぐる問題を取り上げ、社会紛争から利益調整のメカニズムが生まれてきた過程を分析した。その中で、ガラパゴスの人間社会が抱える問題点とそこに生まれた自律的な地方運営の試みを知ることができた。エクアドル大陸部やラテンアメリカ諸国の大勢に比べると、人間の諸活動や動態的な変化が乏しい印象を受けるガラパゴスだが、人間の移住や漁業、観光などの諸活動によりその社会も変動の渦中におかれてきたことが明らかである。そしてガラパゴス特別法や地元参加型の利益調整制度は、個別の状況こそ違え、大陸部で進展する地方分権化や地域発展の試みと連動しており、この意味において外部世界や大陸部との関係を抜きにガラパゴス世界を考えることができないことも確かだ。

ガラパゴスにおける利害調整メカニズムは、地元受益者の権利と義務が保護区域に関わる政策決定と管理運営の過程への直接参加という形をとり、それが特別法など法制面で規定されている点がユニークだと言えよう。こうした地元参加型の行政は、地方分権化の動きなどと関係して大陸部エクアドルでも進展しつつあり、ガラパゴスの動向がそれらと同時進行してきたことも確かである。その中でガラパゴスの事例が（恐らく世界的に見えて珍しいのは、資源開発に絡むアメリカ大陸各地の動向と比較すれば明らかになろう。例えば、アマゾン地域における鉱物資源の開発においては地元の先住民たちの声を無視するような形の開発がこれまで行われており、それに対する異議申立てが1990年代以降に表面化してきているが、政策決定の過程に地元住民が直接参加できるようになっている訳ではない。実際、東部アマゾンにおけるエクアドルの石油開発では現在も、先住民に相談もなく中央政府が決めた石油鉱区が外国資本に開放され、入札や採掘などが実施されている。これは一例にすぎないが、ガラパゴスにおける地元参加型の政策合意メカニズムについては比較の視点も加味しながら、その形成と運用の諸相を分析していく必要があろう。

しかしながら、かかるメカニズムの存在にもかかわらず、2003年から2004年にかけてガラパゴスでは「漁民の反乱」や「国立公園職員のストライキ」などが度重なり、関係当局内部の政治的混乱や「ガラパゴスの政治利用の問題」などを表面化させた。その問題を解決できないエクアドル中央政府の力量不足に対して国際的非難が寄せられるなど、混乱した社会状況が続いてきた。こうした現状を理解するには問題の経緯や現状についての理解を増進させねばならないであろう。ガラパゴス情勢をめぐる混乱は2004年9月現在も続いている、特別法に盛り込まれ確立した利益調整のメカニズム（前述のJMPやAIMなど）を建て直し、海洋資源をめぐる利益調整の「正常化」を図っていくことが、今後の課題となろう。

本論のまとめとしてローカル、ナショナル、およびグローバルという重層的な関係性の中でガラパゴスの海洋資源問題をとらえ直してみたい。海洋資源をめぐる利害対立は現地の人間社会の中に起因するという意味で、狭い空間や濃密な人間関係におけるローカルな利益調整の問題である。ただ、エクアドル共和国を構成するガラパゴスの事項は、キトの中央政府との関係を有する問題ともなる。様々な利害関係は、諸島内部だけではなく大陸部との関係の中で問題化し、場合によっては一層複雑な様相を見ることになる。問題を複雑にするのは、諸島内の利害関係がたちまちに政治化してしまう構造にある。この意味で、ガラパゴスのローカルな政治は大陸部との連関の中でナショナルな政治と連動していく。そして、ガラパゴスの人間社会は決して孤立した空間ではなく、エクアドル大陸部やそれを通じてより広い外部世界と密接な関係をもつ。人や物資などの移動に伴うガラパゴス世界の外部依存性に加え、この諸島を特徴づける環境保全や科学調査、あるいは観光というグローバルな関係性や視線が、恒常的にガラパゴスを外部世界に結びつけている。またガラパゴス関連の情報は、ストライキなどの社会問題がメディアを通じて実際よりも過剰な形で世界に発

信されてしまう構造もある。海洋資源をめぐり度々表面化した社会紛争は、ローカルなレベルにとどまらずナショナルおよびグローバルという重層的な関係性の中で、ガラパゴス像を増幅してしまうという事態も生まれる。この意味で、内外の関係性や視線の交錯という状況を踏まえてガラパゴス（の人間社会）の現実とイメージを捉え、その資源管理や共生のあり方を検討していくことが不可欠と言えよう。

ガラパゴスの学術調査は日本でも、生物や生態系に関する自然科学調査を一部の専門家が行い、近年はエコツーリズムに関する組織調査がなされ、2004年からは国際協力機構を通じた日本政府の国際協力も始まっている<sup>(34)</sup>。こうした中で筆者による社会調査は、ラテンアメリカ地域研究の実践を活かし、ガラパゴスの人間社会を全体的、構造的かつ動態的に把握することを目指している。いうまでもなく、人間社会の動態を全体的かつ構造的に把握するには、社会の形成と発展の具体像を探り、島民の生活や自然保護と観光の現状と問題点についても理解を深めていく必要がある。本稿では、島ごとに存在する多様性や諸島内システムのゆるやかな統合性といった面についてはほとんど分析することはできなかった。今後とも、エクアドル大陸部の社会変動との関連にも考慮しながら、資料収集や現地調査を積み重ねて、ガラパゴス人間社会の諸相について考察していきたい。

付記：本稿執筆の基になったガラパゴス調査（2001年8 - 9月、2002年8 - 9月、2003年8月、2004年8月）には、平成13年度 - 16年度科学研究費補助金基盤研究（A Ⅱ）「現代ペルーの社会動態に関する学際的調査研究 比較研究のための視角構築」（研究代表者・国立民族学博物館地域研究企画交流センター山田睦男教授および同センター村上勇介助教授）による助成を活用した。記して感謝したい。

## 注

- (1) 海洋資源という代わりに水産資源という言い方もあるが、ここでは両者を同義に扱う。
- (2) オクタビオ・ラトーレ『ガラパゴスの呪い - 入植者の歴史と悲劇』(新木秀和訳、図書出版社、1995年); Octavio Latorre, *El hombre en las Islas Encantadas: Historia humana de Galapagos* (Quito: Produccion Grafica, 1999) を参照。
- (3) Christophe Grenier, "Reseaux contre Nature. Conservation, tourisme et migrations aux îles Galapagos (Equateur)" (Thèse de Doctorat, Université Paris I Panthéon Sorbonne., 1996) 筆者はこの博士論文のコピーをダーウィン研究所図書館で参照した。
- (4) Willem A. Bron, "Towards Sustainability on the Galapagos Islands: The Implications of Uncontrolled Development" (Thesis, Master of Science in Environment Science, Lund University, Sweden, 2000)
- (5) Pablo Ospina, *Identidades en Galapagos: El sentimiento de una diferencia* (Quito: Ediciones TRAMA, 2001)
- (6) Michael D Orso, *Plundering Paradise: The Hand of Man on the Galapagos Islands* (New York: Harper Collins Publishers, 2002) は研究書というよりルポ的な作品だが、人間の関与や人間社会を正面からまとった形で取り上げており、ナマコ問題などにも言及がある。
- (7) スペイン語版の*Informe Galapagos*と英語版の*Galapagos Report*が出版され、ガラパゴスに関する各種の調査報告などが掲載されている。本稿で扱う海洋資源関係の報告や社会調査のデータなどは参考になる。ただ残念なことに財政難から、これらの出版は2001～2002年版をもって中断してしまっている。
- (8) 伊藤秀三『新版 ガラパゴス諸島 進化論の「ふるさと』』(中公新書、1984年); 伊藤秀三『ガラパゴス諸島 世界遺産 エコツーリズム エルニーニョ』(角川選書、2002年)
- (9) 太平洋経済協力会議(PECC)日本委員会『太平洋地域島嶼部における自然環境保全型地域活性化プロジェクトの支援』(未刊行中間報告書、2000年4月); 太平洋経済協力会議(PECC)日本委員会『A Challenge Towards Scientific Cohabitation』(本文日本語、未刊行中間報告書、2001年7月17日付); 東急総合研究所『エコツーリズム研究 ver. 2.0～先進事例(ガラパゴス・コスタリカ)に学ぶ』(東急総合研究所、2001年)。
- (10) 西原弘・海津ゆりえ「「遺産」としてのガラパゴス諸島の生態系管理の現状と課題」(西山徳明編『文化遺産マネジメントとツーリズムの現状と課題』国立民族学博物館調査報告51、

2004年) pp.229-245. そこでは「科学的共生」という共同戦略が提唱されており、これは資源の共同管理(下記の注23参照)とともに検討に値する考え方と言える。

- (11) 秋道智彌・岸上伸啓編『紛争の海 水産資源管理の人類学』(人文書院、2002年); 岸上伸啓編『海洋資源の利用と管理に関する人類学的研究』(国立民族学博物館調査報告46、2003年)
- (12) 新木秀和「入植・自然保護・観光 ガラパゴス史における人と自然」遼野井茂雄ほか編『ラテンアメリカ世界を生きる』(新評論、2001年)
- (13) 新木、同上論文; ラトーレ、前掲書、などを参照。
- (14) 2003年の観光客数は年間9万5000人の水準を超えていた。
- (15) 19世紀初頭にエクアドル国家が諸島を領域に編入して以来、ガラパゴスのいくつかの島々は大陸部からの囚人の流刑地として使われたきた。20世紀になってもこの姿勢は変わらず、1959年(国立公園化の開始年)までイサベラ島では3つの流刑収容所(Colonia penal)が維持されてきた。この歴史的事実は銘記されるべきであろう。
- (16) Jose Rodriguez Rojas, "Intercambio de bienes entre Galapagos y el Continente", en *Revista Geografica*, No.25, Agosto de 1988.
- (17) 「進化論の島」、「生物の楽園」というガラパゴスのイメージは、科学と観光の眼差し(外部の視線)が絡みながら形成され再生産されてきたものであり、それが「人間がない島」とか「人間活動と無縁な島」という現実と異なるガラパゴス像につながってきたと言える。ガラパゴスイメージの形成過程を歴史的に分析する作業が必要であろう。
- (18) 鶴見良行『海の道』(鶴見良行著作集8、みすず書房、2000年) pp.94, 111, 163, 165, 248, 273, 296.
- (19) 伊藤、前掲書(2002年) pp.175-178、pp.236-238 ではナマコ漁問題を中心に海洋資源をめぐる紛争について詳述しており、参考になる。
- (20) ここでの叙述は、William C. Burns, "Sharks in the Galapagos", *Penguin Conservation* 8(1) 1995, p.13; Barry Lopez, "Galapagos rescue", *Defenders* (September-October, 1989) pp.10-13; Doug Perrine, "Galapagos fish are in the soup", *Wildlife Conservation* (1995) p.12; George Robertson, "Schooling Hammerheads of the Galapagos: threatened Natural Treasure of the World", *Ocean Realm* (June, 1994) pp. 39-41などを参照した。
- (21) Bruce Stutz, "The sea cucumber war", *Audubon* (May-June, 1995) pp.16, 18.
- (22) ここでの叙述は、伊藤、前掲書(2002年) pp.175-178、pp.236-238; M. Jenkins and T.

Mulliken, "Evolution of exploitation in the Galapagos Islands, Ecuador & sea cucumber trade," *TRAFFIC Bulletin* 17-3 (1999) pp.107-118 ; Stutz, *ibid.* ; Traffic America del Sur, *Evaluacion del comercio del Pepino del Mar* (Quito: TRAFFIC America del Sur, 2000)などを参照。アジアのナマコに関する研究で赤嶺は、ガラパゴスやメキシコ、バハカリフォルニアなど南北アメリカ大陸沿岸部（=非伝統的ナマコ漁業地域）における干ナマコの生産と流通にも言及するが、詳細な分析は行っていない（赤嶺淳「干ナマコ市場の個別性 海域アジア史再構築の可能性」（岸上編、前掲書、pp.268-270）。ナマコ一般の情報については、鶴見良行『ナマコ』（鶴見良行著作集9、みすず書房、1999年）を参照。なお筆者は、2004年8月末のサンタクルス島エルトアヨラ市における現地調査で、捕獲したナマコを漁民が水揚げして塩茹である現場を観察する機会をもった。

- (23) 上記の注11を参照。
- (24) 秋道編、前掲書、序章、とくにpp.19-21；池上編、前掲書、第1部序論、とくにp.19を参照。  
上記の注10で指摘した「科学的共生」とも関連する。
- (25) 秋道編、前掲書、p.16.
- (26) スペイン語の正式名称はLey de Regimen Especial para la Conservacion y Desarrollo Sustentable de Galapagos(1998)である。この法律は、行政上一つの県をなすガラパゴス諸島を国立公園であり保全すべき生態系であると規定し、人間活動への規制を含む特別の配慮を定めている。
- (27) ガラパゴス特別法の内容分析については、伊藤、前掲書（2002年）pp.223-229；西原・海津、前掲論文、pp.233-237を参照。
- (28) Theodore Macdonald, "Los conflictos en las Islas Galapagos : Analisis y recomendaciones para su manejo" (PONSACS, Centro de Estudios Internacionales, Harvard University, informe no publicado, 1997) ; Philippa Heylings y Manuel Bravo, "El sistema de manejo participativo de la Reserva Marina de Galapagos. principales actividades en año 2001", en *Informe Galapagos 2001-2002* (Quito: Fundacion Natura, WWF, 2002) p.71.
- (29) 国立公園管理事務所の所長は次のように2003年の1年間で7人も交代している。エリエセル・クルス（2003年1月まで）マルコ・アルタミラノ・ベナビデス マルコ・オヨス エドガル・ムニョス シクスト・ナランホ オスバルド・サランゴ エドワイン・ナウラ（2003年11月から2004年9月まで）
- (30) ここでの叙述は、国際協力機構（JICA）ガラパゴス諸島海洋環境保全計画の小森繁樹チー

ファドバイザー、その他の国立公園関係者とのインタビュー（2004年8月、サンタクルス島ペルトアヨラ市）や、エクアドル現地新聞（El Universoなど）のインターネット情報に基づく。

- (31) 小森氏からの説明（上記注30）によれば、2004年8月にも次のよう問題があったという。  
これは9月の社会紛争にはつながる動きである。「国立公園事務所には69名のpermanentスタッフと224名のnon-permanent契約のスタッフが雇用され、後者の契約は6ヶ月ごとに更新されることになっている。7月31日に224名全員の契約期間が終了したが更新されず、8月1日以降にはレイオフ状態になった。non-permanentスタッフには海洋ユニット全員（2名を除く）が含まれているため、海洋保護区内のパトロールが不可能な状態に陥った。8月12日から2004年のナマコ漁が開始されたが、そのパトロールもままならなかつたので、漁業取締りのスタッフの雇用を緊急確保するために米州開発銀行（IDB）から援助が行われた。約40名のスタッフが確保され何とかパトロールを行えることが可能になった。他方で8月4日には、環境大臣と国立公園事務所長が解雇されるという事態が発生している。二人は8時間後に復職した。」
- (32) 事件の経緯はエクアドル現地新聞（El Universoなど）のインターネット情報に基づく。
- (33) そうしたガラパゴス選出の「族議員」の例として、のアルフレッド・セラノ議員（キリスト教社会党Partido Social Cristiano）やビニシオ・アンドラデ議員（無所属）の存在が知られている。
- (34) 國際協力機構による「ガラパゴス諸島海洋環境保全計画」は2004年度から5年間の計画であり、技術移転と環境教育支援の2つを柱にした総合的なプロジェクトの実施が計画されている。

